

社会福祉法人 田辺市社会福祉協議会

役員報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人田辺市社会福祉協議会（以下「本会」という）の役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員)

第2条 前条に規定する役員とは、会長・副会長及び監事をいう。

(報酬)

第3条 第1条に規定する役員報酬は、勤務実態に即して支給することとし、正副会長会議及び監事の業務監査出席1回につき5,000円とする。

(補 則)

第4条 この規程に定めるほか、必要あるときは本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。